

計量統計学会第 35 回シンポジウム ハラスメント基準

2021 年 11 月 1 日 実行委員会

本シンポジウムにおいては、「相手に精神的苦痛や傷害，不利益などを与え，相手の人権や尊厳を侵害する全ての言動」をハラスメント行為と定義します。大会参加者間でのハラスメント行為を防止し、また起きた場合の速やかな問題解決を行うために、セクシャル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントを以下のように定義します。この基準の作成のために

表象文化論学会の「ハラスメントに対する取り組み」

<https://www.repre.org/association/antiharassment>

並びに

行動経済学会の「行動経済学会第 14 回大会 ハラスメント基準」

http://www.abef.jp/conf/2020_archive/common/doc/ABEF-H-standard.pdf

を参照しました。

(1) セクシャル・ハラスメント

セクシャル・ハラスメントとは、相手方の意に反する性的な発言や行為、また、性別や性的指向、性同一性などに関する発言によって生じるハラスメントです。たとえば、以下のようなものがあります。

- ・わいせつな画像や動画、音声を掲示、公開する。
- ・見かけ上の性別がわかりにくい、あるいは典型的でない人や性的少数者に対するからかいや攻撃を行なう。
- ・「男だから」「女のくせに」などの性別役割を前提とした発言を含む性差別的な発言を行う。
- ・恋愛経験や性体験について尋ねる。
- ・相手の性的指向や性自認について暴露したり、あげつらったりする。

(2) アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント

アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントとは、職務上の優越的な地位や権限、または人間関係などの優位性を利用して行なう、あるいは教育・研究上の力関係を濫用することによって生じるハラスメントです。たとえば、以下のようなものがあります。

- ・「こんな発表をして恥ずかしくないのか」などの暴言や過度の叱責をおこなう、相手の人格を傷つける言動をする。
- ・発表者や登壇者、質問者を発表内容や発言内容ではなく過去の研究業績や現在の職位、学会や団体での優越的な地位をもとに批判する。
- ・多数の人に向けて特定の人物を不当に罵倒する、あるいは能力や性格について侮辱的な発言を行う。

- ・地位など優位性をもとに知りえた個人情報を暴露する。

(3) レイシャル・ハラスメント

レイシャル・ハラスメントとは、民族的出自、肌の色、人種、国籍、宗教、思想・信条、言語能力などを理由として生じるハラスメントです。たとえば、以下のようなものがあります。

- ・日本語非母語話者に対して発表や議論の内容ではなく日本語に焦点を当てて過剰に批判する。
- ・人種、民族、国籍、信条に関連した攻撃的で侮蔑的言動を行なう。たとえば「〇〇人は無礼だ」など受け手の属性に対し攻撃的な発言をしたり、宗教上身につけている衣類などを外すよう強要する。
- ・身体的、文化的な特徴や行動様式に対する揶揄やからかい、差別的な言動を行なう。
- ・民族マイノリティに対し、ルーツがある地域の問題について責任があるかのように追求する。
- ・「日本人ならわかると思いますが」などと人種や民族的出自の多様性を無視した前提の言動を行なう。
- ・本人の意思を無視して、人種的・民族的属性を公表したり問いただしたりする。

(4) その他のハラスメント

その他のハラスメントとは、前各号には該当しないが、相手に精神的苦痛や傷害、不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害する言動です。たとえば以下のものがあります。

- ・座長や司会者の進行を妨害する。具体的には発表中や討論中に座長の指名なく発言やコメントをするなど。
- ・連絡先などの個人情報やプライバシーに関することをしつこく尋ねる。
- ・本人の意思を無視して、個人情報を公表する。

上記はあくまで例であり、これ以外にも「相手に精神的苦痛や傷害、不利益などを与え、相手の人権や尊厳を侵害する全ての言動」であればハラスメント行為の可能性があります。